

地方税法等の改正に伴う八王子市市税賦課徴収条例及び八王子市都市計画税条例の一部改正について

1 報告趣旨

令和8年度税制改正により、令和8年(2026年)3月31日に公布された地方税法等の改正に伴い、八王子市市税賦課徴収条例及び八王子市都市計画税条例の改正が必要となった。これらの条例改正のうち、令和8年(2026年)4月1日に施行しないと支障が生ずるものについて、令和8年(2026年)3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づく市長の処分により条例の一部改正を行ったため、報告する。

2 報告内容

(1) 八王子市市税賦課徴収条例の改正

ア 固定資産税

(ア) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の見直しに伴う規定の削除

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準を軽減する特例措置について、見直しがなされる太陽光、風力及びバイオマス発電設備に関して、条例に定める特例率に関する規定を削除するもの。

(イ) 劇場・音楽堂等に係る税額の減額措置の適用期限満了に伴う申告規定の削除

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特別特定建築物に該当する家屋のうち、同法に基づく建築物移動等円滑化誘導基準に適合させる改修工事を行った劇場や音楽堂等に係る固定資産税額の3分の1を減額する措置について、令和8年(2026年)3月31日工事完了分をもって適用期限が満了することから、条例に定める当該減額措置に係る申告規定を削除するもの。

イ 軽自動車税

環境性能割の廃止に伴う条例中の関連条文の削除及び文言整備

軽自動車税環境性能割が令和8年（2026年）3月31日をもって廃止されることに伴い、環境性能割に係る規定を削除するとともに、条例の規定中「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」に改めるほか、関連する条文の規定整備を行うもの。

ウ 法令の改正に伴う規定の整備

地方税法等の改正に伴う引用条文の項ずれ等に対応するもの。

(2) 八王子市都市計画税条例の改正

ア 上記2（1）ア（イ）に係るもの

固定資産税と同じ劇場・音楽堂等に係る税額の減額措置の適用期限満了に伴う申告規定の削除を都市計画税においても行うもの。

イ 法令の改正に伴う規定の整備

地方税法の改正に伴う引用条文の項ずれに対応するもの。